

1月5日、東京地本は東京支社に

## 東地申 第17号 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れを行う!

労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外および公休日の労働に関する協定について、36協定違反の根絶はもとより、時間外労働削減、適正な労働時間管理を労使の共通認識として解決に向けて取り組んできました。しかしながら、東京支社は、2017年10月期の36交渉で労働基準法第32条違反1件、労働基準法第34条違反7件を明らかにしました。また、東京地本の指摘により、上野駅で発生した自己啓発活動に伴う賃金不払労働5件、東京配電技術センターでの休日勤務に伴う賃金不払労働2件が明らかになり追給を確認しました。東京地本は、連続して発生している労働基準法違反に対して危機感をもち、11月1日から1月31日まで3箇月締結としました。

しかし、36協定締結直後の10月31日に東京電車線技術センターで労働基準法第34条違反2件、11月30日には品川保線技術センターで労働基準法第34条違反が4件明らかになりました。他支社では、公休日労働3日（マイプロ2日を含む）や月間95時間を超える36協定違反も発生しています。

今締結期間中においても34条違反が発覚しており、これまで労使で積み上げた議論や対策の実効性など、課題の解決を目指さなければなりません。

また、各系統で発生している時間外労働が縮減していません。東京地本は時間外労働を縮減するために本来業務に集中する環境と体制をつくった上で「要員を増やすか、業務量を減らすしかない」と確信しており鉄道事業を運営するために「安全と健康」の両立は必要不可欠であり、超勤縮減のために一日も早い抜本的対策を求めます。

東京地本は時間外労働等については多くの問題意識を持っており、2月1日以降の36協定締結については、この間積み重ねてきた労使の議論経過と、さらに昨年の交渉経過に基づき、本交渉の議論を踏まえて判断することとしますので、下記のとおり申し入れます。法令遵守と時間外労働等の縮減に向けて、真摯な議論を要請します。

### 記

1. 平成29年度4月から9月の超過勤務実績、休日出勤実績、年休消化数・率、33発動の実績について明らかにし、超過勤務縮減に向けて取り組んだ「対策と効果」について具体的に書面で示すこと。また、現業職場及び非現業職場における標準数・現在員数等・休職者数を箇所別、テーブル毎の人数、平成29年度の出張・研修・免除の件数を示すこと。
2. 東京支社管内において適正な労働時間管理を行うため「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、正しく運用すること。また、その趣旨から逸脱している場合は是正をはかること。
3. 安全衛生委員会および、安全管理体制の開催状況を明らかにするとともに、充実した議論をおこなうこと。また、産業医の出席率を明らかにし安全衛生委員会で適正な労働時間管理について審議を行ない、36協定違反が発生した職場については、直ちに安全衛生委員会を開催し、問題点およびその解決策等の検討を労使で行うこと。
4. 33発動の適用については法令の趣旨に則り厳正に取り扱うこと。
5. 労働基準法違反が続発しているため、36協定違反が発生した場合には、いずれか一方の通告により失効できる条項を36協定に追加すること。また、労働基準法の趣旨を踏まえ、事業場単位の締結とすること。

以上

**団体交渉は、1月12日、16日に行います!**